

教高第 1563 号
令和 2 年 6 月 12 日

府立高等学校 校長・准校長 様

高等学校課長

令和 2 年度府立高等学校における人権教育推進計画書について（依頼）

標記について、別紙のとおり調査を実施します。

ついては、課程別に、別紙（令和 2 年度府立学校人権教育推進計画書）に必要事項を記入し、下記により提出願います。

記

- 1 提出期限 令和 2 年 7 月 31 日（金）
- 2 提出方法 高等学校課【生徒指導 G】文書提出システムによる
- 3 ファイル名 学校番号+学校名+（R2 人権計画） とする
※ 学校番号・学校名は Sheet「R2_学校番号表」により記入する。
例：101_東淀川（R2 人権計画）、1001_千里青雲（R2 人権計画）、
T0104_桜塚定（R2 人権計画）、J0318_富田林中（R02 人権計画）
- 4 注意事項
 - ・ 回答ファイルの中には、①提出鑑様式、②回答様式、③回答様式、④回答様式、⑤回答様式、⑥回答様式、R2_学校番号表の 7 シートが入っています。
 - ・ 回答様式には「ヘッダー」に学校名・課程を記入する欄がありますので、必ず記入してください。
 - ・ 様式の水色セルのみ記入してください。白色セルには、水色セルに記入した内容が自動的に表示されますので、セルを加工しないでください。
 - ・ 行や列を増やしたり、列や行の幅を変えることもしないでください。
 - ・ 学年制でない学校は、入学年次を 1 年、卒業年次を 3 年、その他を 2 年として記入してください。

担 当

高等学校課 生徒指導グループ

志村 貴

T E L 06-6944-3858（直通）

F A X 06-6944-6888

E-Mail ShimuraT@inbox.pref.osaka.lg.jp

人権教育推進計画についての留意点

人権教育推進計画の作成にあたっては、令和2年度府立学校に対する指示事項の「人権尊重の教育の推進」に留意すること。また、平成28年12月1日付け教人第1171号「教職員による人権侵害事象の防止徹底のために」において送付した「教職員の人権意識向上のためのチェックリスト」を活用し、十分に組み合わせているところ、取組みが不十分なところを確認した上で各学校の人権教育推進計画を策定すること。

さらに、平成28年4月の「障害者差別解消法」にはじまり、6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行された。これに伴い、平成29年2月20日付け教高第3864号で通知した「『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」の内容も踏まえた上で策定すること。併せて、令和2年6月初旬に通知予定の「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」において、生徒等がアニメ「めぐみ」を視聴する等の協力依頼を踏まえた上で策定すること。

1 基本目標について

生徒の状況や地域社会の実態を踏まえ、各学校の状況に即して基本目標を設定すること。

2 本年度の取組の重点について

基本目標に照らし、本年度の取組の重点について具体的テーマを設定すること。

3 人権教育推進の校内組織について

「人権教育推進プラン」においては、人権教育を効果的に推進するため、人権教育推進計画の策定とともに、校務分掌の一つとして人権教育の担当組織を位置づけることとしている。また、課題別担当者の設置については、各学校の状況に即して工夫するなど校内運営体制を整備することとしている。これらを踏まえた組織づくりを行うこと。

4 教職員等への研修の実施について

(1) 教職員研修については、教職員が人権および人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、豊かな人権意識・人権感覚を持って教育活動が展開できるよう、その内容の充実を図ること。また、幼児・児童・生徒の人権学習の円滑な実施のために、教職員の指導技術・技能の習熟に資するよう、研修の工夫改善を図ること。その際、全教職員が一致協力して人権教育の推進に当たるよう、指導体制の整備に努めること。

(2) 平成15年度から、府職員が人権についての理解を深め、資質を高めるため、全庁的に参加・体験型を取り入れた人権研修を実施することになっている。このことに基づき、校内研修においても、参加・体験型を取り入れた人権研修を全教職員対象に年1回以上実施すること。その際、推進役（ファシリテーター）を校内体制に位置づけるとともに、その資質や技能の向上に努めること。

5 生徒に対して実施する人権学習について

(1) 人権教育は、学校におけるすべての教育活動を通して推進するものであることから、人権学習計画を作成するにあたっては、特別活動だけでなく各教科・科目においても人権教育の観点に立って指導することとし、人権に関わる読書活動等や発表活動を推進するなど、幅広い視点と長期的な見通しのもとに各学校の課題に即したものをめざすこと。

(2) ホームルーム活動や学校行事などにおいて、人権の尊重を主題とする教育活動を学年進行に沿って計画的、系統的に設定すること。その際、前年度までの人権教育計画の実施状況・評価を踏まえ、生徒の状況に応じた段階的、体系的なより充実した内容となるよう配慮すること。

(3) 新入生については、生徒間に同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する認識と理解に相当の差異がみられる場合が多いことから、中学校における人権尊重の教育についての情報を収集するなど生徒の実態を把握し、入学後速やかに、人権を尊重することの重要性について十分理解させること。

また、生徒に対して人権学習状況に関するアンケート等を実施する際には、その趣旨を十分に伝えるとともに、実施方法等についても教育的配慮を行うこと。

〇〇〇第〇号
令和2年〇月〇日

教育振興室長 あて

府立〇〇学校
校長・准校長 〇〇〇〇

令和2年度 府立高等学校における人権教育推進計画書について（回答）

令和2年6月11日付け教高第1563号で依頼のありました標記について、回答様式により回答します。

問合せ先
担当職・名前 連絡先TEL

令和2年度 府立高等学校人権教育 推進計画書

学校番号		学校名	大阪府立	高等学校・中学校	の課程 分校
人権教育担当者					

1 基本目標

2 本年度の取組の重点

前年度の課題

本年度の重点目標

3 本年度の年間計画

本年度の人権教育推進計画のうち、生徒対象の人権学習等について、【分類】にある項目を下の表に整理して記入してください。
 ※特別活動、行事、教科・科目及び「総合的な学習の時間」等における人権学習を含めます。

【分類】 いじめ防止 子どもの人権 同和問題 男女平等(DV含む) セクシュアル・ハラスメント
 障がい者問題 在日韓国・朝鮮人関連 その他の在日外国人・国際理解関連 人間関係トレーニング
 性的マイノリティ 総合的内容 拉致問題(アニメ「めぐみ」含む) 手話 その他

※各学期について主な項目を最大6つまで選択してください

	1学期(前期)		2学期(後期)		3学期	
1年生						
2年生						
3年生						
4年生以上						

※必ず【拉致問題】と【同和問題】を人権教育推進計画に位置付けてください

※行が足りない場合は高等学校課生徒指導Gまで連絡してください。

記載例

	1学期(前期)		2学期(後期)		3学期		
1年生	いじめ防止	性的マイノリティ	人間関係トレーニング	拉致問題	障がい者問題	同和問題	その他
	その他						

4 令和2年度に入学した1年生の高校における人権教育推進計画

令和2年度に入学した1年生対象の3年間(もしくは4年間)の人権教育推進計画について、【分類】にある項目を下の表に整理して
 ※特別活動、行事、教科・科目及び「総合的な学習の時間」等における人権学習を含めます。

【分類】 いじめ防止 子どもの人権 同和問題 男女平等(DV含む) セクシュアル・ハラスメント
 障がい者問題 在日韓国・朝鮮人関連 その他の在日外国人・国際理解関連 人間関係トレーニング
 性的マイノリティ 総合的内容 拉致問題(アニメ「めぐみ」含む) 手話 その他

※各学期について主な項目を最大6つまで選択してください

	1学期(前期)		2学期(後期)		3学期	
1年生 (令和2年度)						
2年生 (令和3年度)						
3年生 (令和4年度)						
4年生以上 (令和5年度)						

※必ず【拉致問題】と【同和問題】を人権教育推進計画に位置付けてください

※行が足りない場合は高等学校課生徒指導Gまで連絡してください。

5 人権教育推進の校内組織について

(1) 組織の名称を記入してください。

--

(2) 今年度の組織について、①～③より選び、その欄に○を記入し、③の場合は変更点も記入してください。

- ① 昨年度と同じ
- ② 組織改編を検討中
- ③ 今年度から新たな組織

③の場合の変更点

--

(3) 組織の構成員について、①～⑥より該当する項目の人数を記入してください。

- ① 校長・准校長
- ② 教頭
- ③ 首席または支援学校部主事
- ④ 学年
- ⑤ 校務分掌
- ⑥ その他

	人
	人
	人
	人
	人
	人

(4) 組織の長の職について、①～⑤より選び、その欄に○を記入し、⑤の場合はその内容も記入してください。

- ① 校長・准校長
- ② 教頭
- ③ 首席または支援学校部主事
- ④ 教諭(指導教諭)
- ⑤ その他

⑤の場合の内容

--

6 教職員等対象の研修計画について

(1) 本年度の人権教育推進計画のうち、教職員等対象の研修計画について、【分類】(複数選択可)、【対象】(複数選択可)を下記より記号で選び、研修形態が参加・体験型の場合、【参加体験】欄に○を記入してください。
 (「職員研修」として実施または実施予定のものを記入すること。「職員会議や学年会で方針について報告・説明」などは入りません。)

- 【分類】** ア いじめ防止 イ 体罰防止 ウ 子どもの人権 エ 同和問題 オ 男女平等(DV含む)
 カ セクシュアル・ハラスメント キ 障がい者問題 ク 在日韓国・朝鮮人関連
 ケ その他の在日外国人・国際理解関連 コ 人権教育実践方法 サ 人間関係トレーニング
 シ 性的マイノリティ ス 総合的内容 セ 拉致問題(アニメ「めぐみ」含む) ソ 手話 タ その他

- 【対象】** A 教職員全体 B 教職系職員 C 事務・技術系職員 D 新規採用教職員 E 非常勤講師 F その他

月日	分類 (複数可)	対象 (複数可)	研修テーマ・内容	講師の職名・名前 (校内を含む)	使用教材・資料等	参加 体験

※行が余る場合も削除しないでください。
 ※行や列が足りない場合は高等学校課生徒指導Gまで連絡してください

(2) 上記(1)の研修の総回数を記入してください。 回
 (3) 上記(1)の教職員研修について、内容の分類ごとの回数を記入してください。ただし、1回の研修につき複数回答可です、ア～タの合計が(2)の総回数と一致する必要はありません。

ア	いじめ防止	<input type="text"/>	回
イ	体罰防止	<input type="text"/>	回
ウ	子どもの人権	<input type="text"/>	回
エ	同和問題	<input type="text"/>	回
オ	男女平等(DVを含む)	<input type="text"/>	回
カ	セクシュアル・ハラスメント	<input type="text"/>	回
キ	障がい者問題	<input type="text"/>	回
ク	在日韓国・朝鮮人関連	<input type="text"/>	回
ケ	その他の在日外国人・国際理解関連	<input type="text"/>	回
コ	人権教育実践方法	<input type="text"/>	回
サ	人間関係トレーニング	<input type="text"/>	回
シ	性的マイノリティ	<input type="text"/>	回
ス	総合的内容	<input type="text"/>	回
セ	拉致問題(アニメ「めぐみ」含む)	<input type="text"/>	回
ソ	手話	<input type="text"/>	回
タ	その他	<input type="text"/>	回

(4) 教職員研修のうち、参加体験型研修について記入してください。
 ① 回数 回 ←自動集計
 ② 内容
 ③ 講師(所属)

(5) 教職員研修のうち、セクシュアル・ハラスメント研修について記入してください。
 ① 回数 回 ←自動集計
 ② 内容
 ③ 講師(所属)

7 生徒対象の人権教育推進計画について(HR活動・行事等)

(1) 今年度の人権教育推進計画のうち、生徒対象の人権学習等について、【分類】(複数選択可)、【形式】を下記より記号で選び、活動形態が参加・体験型の場合、【参加体験】欄に〇を記入してください。また、第1学年より学年をおって月日順に記入し、最後に全学年対象に実施した場合を記入し、【学年】の欄には「全」を選択してください。

※なお、教科・科目及び「総合的な学習の時間」等における人権学習の計画については、次のシートに記載してください。

- 【分類】 ア いじめ防止 ウ 子どもの人権 エ 同和問題 オ 男女平等(DV含む)
 カ セクシュアル・ハラスメント キ 障がい者問題 ク 在日韓国・朝鮮人関連
 ケ その他の在日外国人・国際理解関連 サ 人間関係トレーニング
 シ 性的マイノリティ ス 総合的内容 セ 拉致問題(アニメ「めぐみ」含む) ソ 手話 タ その他

※ イ 体罰防止、コ 人権教育実践方法については、教職員等対象のSheet(④回答様式)のみに記載しています。

- 【形式】 A HR活動 B 学年単位の行事 C 学校単位の行事 D その他

学年	月日	分類 (複数可)	形式	テーマ・内容	講師の職名・名前 (校内を含む)	使用教材・資料等	参加 体験

※行が余る場合も削除しないでください。
 ※行や列が足りない場合は高等学校課生徒指導Gまで連絡してください

(2) 上記(1)の活動の総回数を記入してください。 回

(3) 上記(1)の生徒対象の活動について、内容の分類ごとの回数を記入してください。ただし、1回の活動につき複数回答可ですので、ア～ソの合計が(2)の総回数と一致する必要はありません。

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| ア | いじめ防止 | 0 | 回 |
| ウ | 子どもの人権 | 0 | 回 |
| エ | 同和問題 | 0 | 回 |
| オ | 男女平等(DVを含む) | 0 | 回 |
| カ | セクシュアル・ハラスメント | 0 | 回 |
| キ | 障がい者問題 | 0 | 回 |
| ク | 在日韓国・朝鮮人関連 | 0 | 回 |
| ケ | その他の在日外国人・国際理解関連 | 0 | 回 |
| サ | 人間関係トレーニング | 0 | 回 |
| シ | 性的マイノリティ | 0 | 回 |
| ス | 総合的内容 | 0 | 回 |
| セ | 拉致問題(アニメ「めぐみ」含む) | 0 | 回 |
| ソ | 手話 | 0 | 回 |
| タ | その他 | 0 | 回 |

令和2年度 府立学校番号表

旧1学区	
101	東淀川
102	池田
103	渋谷
104	桜塚
105	豊島
106	刀根山
107	箕面
108	春日丘
109	茨木西
110	北摂つばさ
111	吹田
112	吹田東
113	北千里
114	山田
115	三島
116	高槻北
117	芥川
118	阿武野
119	大冠
120	摂津
121	島本

旧2学区	
201	旭
202	茨田
203	港
204	寝屋川
205	北かわち皇が丘
206	西寝屋川
207	枚方
208	長尾
209	牧野
210	香里丘
211	枚方津田
212	守口東
213	門真西
214	緑風冠
215	野崎
216	交野

旧3学区	
301	清水谷
302	夕陽丘
303	勝山
304	阿倍野
305	東住吉
306	平野
307	阪南
308	布施
309	花園
310	みどり清朋
311	かわち野
312	山本
313	八尾
314	八尾翠翔
315	大塚
316	柏原東
317	河南
318	富田林
319	金剛
320	懐風館
321	長野
322	長野北
323	藤井寺
324	美原
325	狭山

旧4学区	
401	登美丘
402	泉陽
403	金岡
404	東百舌鳥
405	堺西
406	福泉
407	堺上
408	泉大津
409	信太
410	高石
411	和泉
412	久米田
413	佐野
414	日根野
415	貝塚南
416	りんくう翔南
417	泉鳥取

総合学科	
1001	千里青雲
1002	柴島
1003	芦間
1004	枚岡樟風
1005	八尾北
1006	今宮
1007	松原
1008	堺東
1009	貝塚
1010	福井
1011	門真なみはや
1012	伯太
1013	大正白稜
1014	成美
1015	枚方なぎさ
1101	東住吉総合
1201	西成
1202	長吉
1203	箕面東
1204	成城
1205	岬
1206	布施北
1207	淀川清流
1208	和泉総合

高等学校分校(総合学科)	
3020B	豊中高校能勢分校

全日制単位制	
2001	榎の木
2002	市岡
2003	鳳
2004	教育センター附属

多部制単位制ⅠⅡ部	
2101	大阪わかば
2102	桃谷

専門高校	
3001	園芸
3002	農芸
3003	西野田工科
3004	淀川工科
3005	今宮工科
3006	茨木工科
3007	城東工科
3008	布施工科
3009	藤井寺工科
3010	堺工科
3011	佐野工科
3012	港南造形
3013	千里
3014	住吉
3015	泉北
3016	北野
3017	大手前
3018	高津
3019	天王寺
3020	豊中
3021	茨木
3022	四條畷
3023	生野
3024	三国丘
3025	岸和田

定時制/多部制単位制Ⅲ部	
T0104	桜塚
T0108	春日丘
T0204	寝屋川
T0308	布施
T1204	成城
T1208	和泉総合
T2102	桃谷
T3003	西野田工科
T3005	今宮工科
T3006	茨木工科
T3009	藤井寺工科
T3010	堺工科
T3011	佐野工科
T3017	大手前
T3024	三国丘

通信制	
C2102	桃谷

支援学校	
S01	大阪南視覚支援
S02	大阪北視覚支援
S03	生野聴覚支援
S04	堺聴覚支援
S05	だいせん聴覚高等支援
S06	中央聴覚支援
S07	高槻支援
S08	八尾支援
S09	富田林支援
S10	佐野支援
S11	豊中支援
S12	寝屋川支援
S13	和泉支援
S14	守口支援
S15	吹田支援
S16	泉北高等支援
S17	摂津支援
S18	泉南支援
S19	枚方支援
S20	西浦支援
S21	思斉支援
S22	難波支援
S23	生野支援
S24	住之江支援
S25	東淀川支援
S26	たまがわ高等支援
S27	とりかい高等支援
S28	すながわ高等支援
S29	むらの高等支援
S30	なにわ高等支援
S31	堺支援
S32	茨木支援
S33	東大阪支援
S34	岸和田支援
S35	藤井寺支援
S36	交野支援
S37	箕面支援
S38	中津支援
S39	光陽支援
S40	西淀川支援
S41	平野支援
S42	東住吉支援
S43	刀根山支援
S44	羽曳野支援

支援学校分校	
S31B	堺支援学校大手前分校
S36B	交野支援学校四條畷校

中学校	
J0318	富田林

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

教職員による人権侵害事象の防止徹底のために（通知）

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会、差別のない社会、個人としての尊厳が重んじられた社会を形成していくために、人権教育を推進しています。

しかしここ数年、府立学校の教職員による差別事象を含む人権侵害事象が連続して起こっています。人権侵害事象は幼児児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与える行為です。とりわけ、差別を見逃さず子どもの人権を守る立場にある教職員による人権侵害事象は、決してあってはならないことです。

教職員による人権侵害事象が生起している現状を踏まえ、校内研修等の見直しや人権教育の一層の充実に取り組んでいただきますようお願いします。

今回、教職員による人権侵害事象の防止の徹底を図るため、別紙のとおり教職員の人権意識向上のためのチェックリストを作成しました。各学校の人権教育推進計画を策定する際に、このチェックリストを活用して、各学校の取組みを検証・改善するよう願います。

【参考】

「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ]」（平成20年 文部科学省）

イ 人権尊重の理念の理解と研修を通じて身に付けたい資質や能力

学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。（中略）

だからこそ、教職員にあっては、児童生徒との相互の信頼関係の上に、愛情に満ちた人間関係を築くよう求められる。教職員が、仮にも自らの言動により児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識して行動すべきことは当然である。

教職員の人権意識向上のためのチェックリスト
 ～教職員による人権侵害事象の防止徹底のために～

大阪府教育庁

教職員による幼児児童生徒に対する人権侵害事象の防止を徹底するためには、教職員の人権意識の向上と、そのための学校体制を整えることが必要です。このチェックリストを活用し、これまでの学校の人権教育の取組みを点検し、十分に取り組んでいるところ、取組みが不十分なところを確認し、その上で各学校の人権教育推進計画を策定してください。

観 点	項 目	チェック
個別の人権課題についての理解を深める	①子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題について、研修等で最新の情報について学んでいる。	
	②学校での研修や人権教育の取組みを通して、被差別の立場の当事者と出会う機会がある。	
	③学校での研修や人権教育の取組みの際に、教職員一人ひとりが人権問題を自分の問題として考える機会を設けている。	
背景を含めて子どもを理解する	①教職員が日頃から子どもの様子の観察や本人・保護者とのコミュニケーションなどを通して、生活実態や生活背景を日常的に把握するよう努めている。	
	②定期的なアンケートや面談などにより、子どもの思いや悩みを日常的に把握できる体制がある。	
	③教職員が背景も含めて子どもを理解し、子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考えている。	
人権が尊重された学校づくりをすすめる	①教職員どうしが、日常的に子どもの様子などを話し合っている。	
	②教職員・地域・保護者の間で、子どもたちの様子に関する情報や思いを共有できる場がある。	
	③家庭訪問や懇談などに際し、経験豊かな教職員が経験年数の少ない教職員を支援する機会がある。	
	④差別事象が生じた際に、管理職を中心として対応する体制がある。	

参考2

教高第3864号

平成29年2月20日

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（通知）

標記について、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同初等中等教育局児童生徒課長、同高等教育局大学振興課長、同高等教育局専門教育課長より、別添（写し）のとおりに依頼がありました。

については、別紙1及び別紙2について、教職員へ周知するとともに、教職員が法の内容や趣旨を理解し、部落差別のない社会の実現に向け、同和教育・人権教育のさらなる推進に努めるよう願います。

教育振興室

高等学校課 生徒指導グループ

担当：三宅 恭子

TEL 06-6944-3858（直通）

FAX 06-6944-6888

支援教育課 生徒支援グループ

担当：吉田 実

TEL 06-6944-9362（直通）

FAX 06-6944-6888

写

28生社教第15号
平成29年2月6日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西井知



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田知



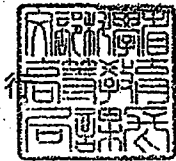
(印影印刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長
角田喜



(印影印刷)

文部科学省高等教育局専門教育課長
浅野敦



(印影印刷)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について (通知)

このたび、別紙1のとおり、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「本法」という。)が昨年12月16日に公布、施行されました。

本法は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。また、別紙2のとおり、衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法及び附帯決議について十分了知されるとともに、本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

<添付資料>

(別紙1) 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

(別紙2) 衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電話 03(5253)4111(内線2970)

FAX 03(6734)3718

e-mail syakai@mext.go.jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電話 03(5253)4111(内線3297)

FAX 03(6734)3735

e-mail jidous@mext.go.jp

【大学に関すること】

高等教育局大学振興課学務係

電話 03(5253)4111(内線3034)

FAX 03(6734)3387

e-mail daikaika@mext.go.jp

【高等専門学校に関すること】

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話 03(5253)4111(内線3347)

FAX 03(6734)3389

e-mail senmon@mext.go.jp

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

○ 衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○ 参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。